

入 札 公 告

沖縄県宮古合同庁舎浄化槽設備修繕工事に係る一般競争入札について

沖縄県が発注する宮古合同庁舎浄化槽設備修繕工事に係る一般競争入札（以下「入札」という。）について、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 16 日

沖縄県宮古事務所長

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 沖縄県宮古合同庁舎 浄化槽設備修繕工事
- (2) 内 容 ろ過器空圧弁制御装置、調整水槽ポンプ設備の修繕
(別添特記仕様書のとおり)
- (3) 履行場所 沖縄県宮古島市平良字西里 1125 (宮古合同庁舎)
- (4) 期 間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (5) 入札方法

入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約金額（消費税込み）の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の改札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 次の各号に該当しない者であること及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。

- (6) 宮古島内に本社、支社、支店又は営業所を有すること。
- (7) 沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和 52 年沖縄県告示第 445 号）第 5 条による令和 7 年・8 年度建設工事入札参加資格者名簿（電気工事業、管工事業）へ登録されていること。
- (8) 元請けとして国または地方公共団体、その他民間企業等が発注する浄化槽設備工事の業務について、過去 5 年間で完成・引渡が完了した業務実績を有すること。

3 申請の方法等

- (1) 申請の方法 本競争入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない、
- (2) 申請書等の提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里 1125 宮古合同庁舎 2 階
沖縄県総務部宮古事務所総務課 総務振興班
TEL : 0980-72-2551
- (3) 申請書の受付期間 令和 7 年 6 月 16 日(月)から 6 月 30 日(月)まで
(土曜、日曜及び祝祭日を除く)の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (4) 入札参加資格の有無については、令和 7 年 7 月 4 日(金)(予定)までに書面通知する。

4 資格の有効期間

この公告に基づく資格を取得してから契約締結日までとする。

5 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

- (1) 称号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあたっては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人あつては資本金
- (6) 電話番号

6 資格の取り消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が 2 (1) に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 資格の取り消しの通知、入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

7 資格の適用

この入札に参加する者の資格は、本件工事の入札に限り適用する。

8 入札の日時・場所及び問い合わせ先

(1) 入札日

令和7年7月11日（水）14時00分～

(2) 入札場所

沖縄県宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎 2階円卓会議室

(3) 問い合わせ先

3(2)に同じ

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積る契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたもの）の100分の5以上の金額を県に納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2箇年間の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条の規定により、見積る契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたもの）の100分の10以上の金額を県に納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2箇年間の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合

10 入札に関する注意事項

(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

(2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。

(3) 代理人が行う委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、

委任状は、代理人の印鑑では訂正できない。

- (4) 入札を希望しない場合には参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内の価格がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項に基づき再度入札する。
- (2) 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約できるものとする。

12 契約条項等を示す期間及び場所

- (1) 期間 本件公告日から令和7年7月17日（木）まで
- (2) 方法 沖縄県宮古事務所総務課のホームページに掲載する。

13 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。